

1 議事日程（第3日）

（令和3年第4回有田川町議会定例会）

令和3年11月30日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 請願の審査報告について（請願第4号）

追加日程第1 発委第4号 （仮称）有田川海南風力発電事業に反対する決議書について

日程第2 請願の審査報告について（請願第5号）

日程第3 議案第76号 令和3年度有田川町一般会計補正予算（第8号）

日程第4 議案第77号 令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第78号 令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第79号 令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第80号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第81号 有田川町手話言語条例の制定について

日程第9 議案第82号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第83号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第11 議案第84号 有田川町道路線の認定について

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第14 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第15 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 堀 江 眞智子 | 2番 | 増 谷 憲 |
| 3番 | 椿 原 竜 二 | 4番 | 中 島 詳 裕 |
| 5番 | 星 田 仁 志 | 6番 | 片 畑 進 之 |
| 7番 | 谷 畑 進 | 8番 | 小 林 英 世 |
| 9番 | 林 宣 男 | 10番 | 殿 井 堯 |
| 11番 | 佐々木 裕 哲 | 12番 | 岡 省 吾 |
| 13番 | 森 谷 信 哉 | 15番 | 湊 正 剛 |
| 16番 | 亀 井 次 男 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新 家 弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5番 星 田 仁 志

10番 殿 井 堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

| | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長 | 中 山 正 隆 | 副 町 長 | 坂 頭 徳 彦 |
| 住民税務部長 | 青 石 万 紀 子 | 福祉保健部長 | 中 岡 万 里 子 |
| 総務政策部長 | 井 上 光 生 | 消 防 長 | 中 裕 準 |
| 産業振興部長 | 森 田 栄 一 | 建設環境部長 | 鈴 木 幸 敏 |
| 総 務 課 長 | 新 田 耕 作 | 財 務 課 長 | 中 屋 正 也 |
| 企画調整課長 | 林 光 彦 | 教 育 長 | 片 嶋 博 |
| 教 育 部 長 | 細 野 正 人 | | |

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 竹 中 幸 生 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第4号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、請願の審査報告について（請願第4号）を議題といたします。

請願第4号として、（仮称）有田川海南風力発電事業建設反対の決議を求める請願書が、本定例会第1日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

おはようございます。

請願第4号について、産業建設住民常任委員会の審査結果報告を行います。

請願第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業建設反対の決議を求める請願書が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。

去る11月17日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、出席者全員が賛成し、採択すべきものと決定しました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

9番、林宣男君。

○9番（林 宣男）

今回、上六川地区ほか3地区から提出された請願書について、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

確かに今回の建設計画を伺いますと、巨大風車の建設と聞いております。健康被害、各種自然災害への対応など、また何よりも大きな音が出ないか、住民の皆さんの不安は十分認識しており、建設反対は当たり前だと思います。

しかし、私の住んでいる小島地区には、ごみ焼却場、いわゆる環境センターがございます。この建設に対しまして、昔、住民全員が大反対をいたしました。しかし、当時の区長は、人間が住んでいる以上、絶対にごみが出る、誰かがこの施設を受けなければならない、そういうことで一応説明を聞こうやないかということで説明を聞き、また施設も見に行かせていただきました。長谷川地区にも、し尿処理ができております。毎日毎日バキュームカーが通ります。臭いもすると思います。長谷川地区の皆さんも我慢をしてくれているんじゃないでしょうか。

先日、海南省議会も全員が風車に対して反対だったのですが、来る1月11日、元総務大臣、増田寛也議員が代表である一般社団法人日本パブリックアフェアーズ協会の関係者の方が、自然エネルギーの大切さを講演されるそうで、その講演を一応自然エネルギーについてうわさだけではなく勉強しようということで、海南省議会のほとんどの議員の方々が参加されるそうです。我々もうわさだけで反対するのではなく、再生可能エネルギーについてももう少し深掘りしてはいかがでしょうか。

現在、皆様も御承知のとおり、今年7月の政府のエネルギー基本計画では、2030年の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を現在の18%程度から38%程度へと目標を上積みし、大幅に見直しが行われました。これは化石燃料から自然エネルギーへの転換を世界中で取り組んでおり、日本政府も非常に重要視している表れでもあると思います。

我が有田川町においても、太陽光や風力といった自然環境は地域の資源です。有田川町の今後の再生可能エネルギーの役割、将来の位置づけについて、今回の請願書の内容を十分踏まえ、もっと風力発電に対する科学的かつ明確な事実関係について議論

すべきではないかと思います。誰かが誰かのために痛みを共有しなければ世の中は成り立っていきません。エコのまち有田川町として、皆さん方の御理解をよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

請願第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業建設反対の決議を求める請願書について、賛成する立場から討論をさせていただきます。

事業者による1基4,000キロワットを超える風力発電計画は、1市2町にわたって計画が進められてきましたが、紀美野町では、区を挙げて反対活動、有田川町においても住民による反対活動、当議会での林地開発許可を出すなどの意見書を知事宛てに全員賛成で議決し、送っているのは承知のとおりであります。こうした中で、事業者は計画を次々と変更し、最後はゴルフ場内に設置する計画となりました。

しかし、この計画を見ても説明が極めて不十分で、誰が見ても理解できる内容では全くございません。ですから、上六川区、西村区、黒松区からゴルフ場内に風力発電計画に反対の声が上がりました。地元関係区の住民は、調査に入ることでさえ反対し、多くの看板を設置して意思表示を示し、調査に入ることをできないのが現状であります。これを受けて海南市議会でも建設に反対する決議を上げたわけでございます。これでは計画は進められません。そして、何よりも地元関係区から反対する理由を3点挙げておられます。風力発電機は巨大であり、景観や周辺住民の健康状態に重大な影響を及ぼすこと、建設に伴う環境破壊や災害のリスクが懸念されていること、当初の計画以上に設備が増設されるおそれがあると指摘をしております。

以上3点は、当然のことだと思います。風力発電計画に当たっては、経済産業省は丁寧な説明と住民合意を重視しております。しかし、事業者はどちらも満たしておりません。これ以上進めても建設できないことは明らかであります。

先ほど自然エネルギーには賛成すべきだとか、科学的な議論ができないとかの討論でありましたけれども、しかし、これらについては科学的な根拠を示せないのは事業者であります。住民はそのことを言ってるわけなんであります。ですから、そういうことであれば事業者が積極的に内容を証明すべきであります。

皆さん、こういう中で住民合意のない建設はすべきではなく、有田川海南風力発電に対する決議は当議会として当然のことだと判断いたします。ただ、地域の過疎化が進む中で、大型開発が来なくても地域の活性化ができる施策を町や議会が提案しながら、地元とともに頑張る地域づくりをしていくという姿勢も申し上げて、私は建設反対の決議案に賛成するものであります。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

7番、谷畑進君。

○7番（谷畑 進）

請願第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業建設反対の決議を求める請願書について、賛成の立場から討論いたします。

この海南高原カントリークラブゴルフ場敷地内に建設が予定されている（仮称）有田川海南風力発電事業は、有田川町民が要望しているのではなく、一企業が営利目的で推し進めているものです。近隣住民は反対しています。請願は3区ではありますが、ゴルフ場に隣接する海南市と有田川町区民と麓の区民は団結して建設反対の看板を立てたり、日本気象協会に申入書の提出をしたり、知事に要望書を持っていったりとあらゆる方法で反対運動をしています。そして、建設予定をおそれ悩んでいます。

この建設事業は、海南高原カントリークラブの私有地であるため、区長、町長や知事でも決定権がないのは残念なことであります。しかし、本議会の議決は最終的に評価書に記載され、住民の意思を最大限に伝えることができます。本議会は住民を重視し、住民の苦悩を払拭することが大事であり、この決議は大変重要であると思います。

よって、この請願に賛成討論とします。どうかよろしくお願いします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時46分

再開 9時46分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

日程第1、請願第4号の追加の議事並びに決議書（案）をお配りいたしますので、

そのままお待ちください。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時46分

再開 9時48分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま産業建設住民常任委員長から、発委第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業に反対する決議書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第1 発委第4号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第1、発委第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業に反対する決議書についてを議題といたします。

提出者である産業建設住民常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

発委第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業に反対する決議書について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました決議書案の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

（仮称）有田川海南風力発電事業に反対する決議書（案）

太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから、エネルギー安全保障に寄与できる有望かつ多様で重要な低酸素の国産エネルギー源であるとして促進されていることは十分に理解している。

一方で、主力電源として持続的に発電事業を行うためには、地域住民の立地に対する理解と環境整備がなされることが不可欠である。そうした中、有田川町と海南市に

またがる長峰山脈山頂部に位置するゴルフ場内に建設が予定されている「（仮称）有田川海南風力発電事業」に対し、上六川区長、西村区長、黒松区長から、本議会に対し建設に反対する決議を求める請願書が提出された。請願書には、反対決議を求める理由として、次の点を挙げている。

1、建設が予定されている風力発電設備は巨大なものであり、景観や周辺住民の健康状態に重大な影響を及ぼすおそれがある。

2、建設に伴う環境破壊や災害の発生が懸念される。

3、当初の計画以上に設備が増設されるおそれがある。

これらの反対理由は、安心・安全を求めている、生活を営んでいる地元住民の立場からすれば当然のことである。

よって、有田川町議会は、町民の生命と財産を守り、様々な不安を取り除くとともに、安心して安全な暮らしが送れる生活環境を整えることを最優先すべきであると考え、「（仮称）有田川海南風力発電事業」建設に対し、断固反対するものである。

以上、決議する。

令和3年11月30日、和歌山県有田川町議会。

○議長（森谷信哉）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第2 請願の審査報告について（請願第5号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、請願の審査報告について（請願第5号）を議題といたします。

請願第5号として、所得税法56条の廃止を求める請願書が、本定例会第1日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

請願第5号について、産業建設住民常任委員会の審査結果報告を行います。

請願第5号、所得税法56条の廃止を求める請願書が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。

去る11月17日に委員会を開き、慎重に審査を行い、採択に賛成する意見として、白色申告と青色申告は不合理がある、最終的な判断は税務署長が行うところに問題があり、税法の規定を撤廃しても問題ない。採択に反対する意見としては、現状の所得税法に何ら問題はないので採択する理由に該当しないなどの意見が出されました。

採決の結果、採択することに賛成が少数であったため、不採択と決定いたしました。十分御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告は不採択です。

不採択に反対の方からお願いいたします。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

請願第5号、所得税法56条の廃止を求める請願書について、委員長の不採択の報告に反対の立場であり、ジェンダー平等社会と個人の尊厳に逆行する所得税法第56条の廃止を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

所得税法第56条では、事業者の親族が支払いを受けた対価の額及びその親族の対価に関わる各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の計算上ないものとみなすとして働いている実態があり、それを正しく申告しようとしても、その所得は計算上ないものとみなされてしまいます。

白色申告している個人事業主の配偶者や家族が家業に従事した際に、その対価を支払ったとしても所得税法第56条により、それは必要経費として認められないのです。働き分が認められないため、家業で共に生計を立てている女性たちが年金や社会保険の水準が低く抑えられているだけでなく、親の後を継ぎたいと家業に励んでいる後継者の働く意欲も奪われてしまいます。

2015年に閣議決定された政府の第4次男女共同参画基本計画では、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方

を検討すると明記されています。ジェンダー平等と個人の尊厳を求める本請願趣旨は、人権の尊重を求める請願としても理解できる内容であります。

委員会での意見の中には、白色申告と青色申告は納税者が選択できる制度なので、所得税法の条文を廃止する必要はないとの意見がありました。白色申告、青色申告については、当然自由に選択してもよいと思います。しかし、請願者はそういったことを言っているではありません。家族従事者の働き分を正当に評価されるように、56条の条文の廃止を求めているのです。

申告の仕方で働き分を否定することは、憲法第14条、「すべての国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」といった理念に反すると思います。家族従事者として働き分を認めてもらうことを主張するのはなぜ駄目なのでしょう。家族従業者の働き分を正当に評価されることにより、初めて公平な確定申告になるのではないのでしょうか。

また、御意見の中には、女性差別という請願の趣旨であったが、条文にはそのような記述はない、女性に限定していること自体、自分たちが差別しているのではないかとの意見もあつたとお聞きしています。請願の趣旨で話した中身は、家族従事者の大半は女性であると主張したのであります。

請願文書にもありますが、2016年、国連女性差別撤廃委員会からも所得税法第56条が家族従事者の経済的自立を妨げていると指摘され、所得税法の見直しの勧告を受けているような重要な案件であります。これは、世界的に見ても大変遅れた税法であるとのことで勧告をされているのです。それもそのはずです。この所得税法は、明治20年7月に施行され、134年もたった時代遅れな法律であります。当時は、世帯合算所得となっており、所得税の対象は個人ではなく家単位でありました。

所得税法第56条は、昭和24年の税制の民主化により世帯合算から個人課税になったのですが、昭和25年、恣意的な所得分割を排除する意図から創設されました。青色申告にすればよいといった御意見もありますが、確かにみんな青色申告にすれば、家族従業者の働き分と経費算入できますが、それでも所得税法第56条の家族の働き分は認めないという文言は税法に残ったままになり、一人一人の働き分を正当に評価されたことになりません。

そもそもどの申告方式を選ぶのかは、納税者の自由な選択に任されるべきなのであります。所得税法第57条では、青色申告での事業に専従する親族がある場合の必要経費と認めており、第56条では、親族の所得は計算上ないものとみなされています。第56条を廃止して、家族労働者の実態を申告に反映させることができれば、実態どおりの正確な納税を進めることができるようになります。

また、労働の実態があつたかどうかは、青色、白色に関係なく実態調査をすれば分かることで、申告方法が問題なのではありません。既に白色申告者も2014年から

記帳が義務化され、給料の支払いも記録されています。国際社会からも勧告を受け、政府自身も女性の家族従業者が適切に評価されるよう、税制の在り方を検討するとしています。全国では、既に3割を超える自治体が所得税法第56条の廃止や見直しを求める意見書を可決しています。

女性労働者は、職場での男女平等を求めて法整備と権利を獲得してきました。業者婦人もなりわいとする仕事の持ち場で必死に働き、一人の人間としての働き分と個人の尊厳を求め続けています。配偶者とその家族が事業に従事した対価の支払いを認めないという所得税法第56条はジェンダー平等を否定し、個人の尊厳を軽んじるものであります。

以上の理由で、所得税法第56条の廃止を求める本請願の趣旨に賛同し、委員長不採択の報告に反対の討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

次に、不採択に賛成の方、お願いいたします。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

賛成討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

採択するんに、請願の趣旨と委員長の報告が違うんで、どのような対応をさせても
うたらいいんですか、その点を教えてください。

委員長に賛同した場合の行動を教えてください。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩10時11分

再開10時11分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

休憩中に報告したとおり、委員長報告は不採択です。その不採択に賛成する方の挙手をお願いいたします。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。

この請願を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

……………日程第3 議案第76号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、議案第76号、令和3年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。議案第76号について質疑をさせていただきます。

まず、議案書の19ページに定住奨励金75万円を追加する内容が載っておりますけれども、今回追加する理由を述べていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

定住奨励金につきましては、これまでの実績、平均値を基に、当初の予算において50万円を計上させていただきました。その後、対象になる令和2年度中の転入者を見たところ、最大で125万円が必要になることから、今回、補正に至ったものであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

分かりました。

それでは、この定住奨励金の実績で、例えば地区別の世帯数と個人、金額の最終的な実績を示していただきたいと思います。結構数が多ければ上位三つぐらいを挙げていただき、あとは資料として出していただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

お答えします。

地区別の内訳につきましては、世帯分で修理川、粟生、清水、杉野原各1世帯で計4世帯、40万円であります。個人につきましては、合計で17人、85万円となっております。後ほどまた詳しいことは別途資料でお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、同じく19ページの児童発達支援事業給付費補助金4,600万円、この時期に大きな補正になっているわけですがけれども、この中身を若干、以前お聞きしたときには、セルフプランの関係だと聞いておりますが、まずセルフプランの概略と利用者の見込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えします。

こちらの補正の主な理由につきましては、利用者数の増と、それから利用できる事業者数が増えたことによります。

また、議員のおっしゃるとおり、給付費が要らないセルフプランが一部給付費の要る障害児相談事業に移行したことも含まれております。

セルフプランの説明ということですがけれども、障害福祉サービスを利用される方につきましては、介護保険でいうケアプランのようなものでございまして、その利用する方の生活やそういうことを勘案しなければならないことを記載した計画書というものが必要となってきます。セルフプランにつきましては、御本人や御家族、また保健師などの支援者が立てるもので給付費の対象とはなっておりません。今回はこちらのほうが一部給付費の要る障害児相談事業に移行したことによる補正となっております。こちらの補正の対象となりました移行した人数といたしまして、現状は21名となっております。

なお、今回のこちらの給付費なんですけれども、国2分の1、それから県4分の1の負担金がついております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

同じくこの議案書の21ページなんですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種委託料、今回も2,020万4,000円組まれております。医療従事者と高齢者の

再度ワクチン接種の予算化であります。そこでお聞きしたいのは、これまでのワクチン接種の状況なんです。どれだけ接種が進んでいるかというのを、接種率直近の数字でできたら示していただきたいなと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

令和3年11月21日現在が直近のものとなっております。1回目終了は87.4%、2回目終了は86.4%となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。議案第76号、有田川町一般会計補正予算第8号について質疑をさせていただきます。

21ページなんですけれども、新型コロナワクチン接種委託料が計上されております。3回目の摂取、ブースター接種ということなんですけれども、これについて計画、ある程度のスケジュールが出ていればお示してください。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

椿原議員の質疑にお答えいたします。

10月末をもちまして、ほぼ希望する方への2回目の摂取は終了しております。1月からは希望する方が6人集まれば、医療機会を設けております。

3回目の摂取でございますが、現時点では医師会と協議を進めておりまして、1月から先行接種である医療従事者への摂取を始め、2月から一般の高齢者等々の接種を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

1回目、2回目も本当にスケジュールは厳しかったですし、大変御苦労をされたと思います。3回目についても、スムーズに進むことを願っております。

最後にもう一点お聞きしたいんですけれども、新型コロナワクチンの接種というの

はあくまでも任意ですから、接種する方としない方、そしてできない方というの中にはいらっしゃると思います。これもこういった話をよくしてまますけれども、新型コロナワクチンを接種しないということに対して不利益な取扱いというのはされないと、以前、この議場でも多分お答えいただいていたと思います。今でもその不利益な取扱いはされないと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

椿原議員の御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういう不利益なことないようにしております。また、差別的なこととかがありましたら、そちらのほうは御相談していただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第77号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第77号、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第78号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第78号、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第79号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第79号、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第80号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第80号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第80号について、質疑をさせていただきます。

この一部改正は、出産育児一時金の中身の改正になっておると思うんですが、その中心は産科医療補償制度の額が下がるということになっているわけですが、そうなりますと、出産育児一時金がどのような額になっていくのでしょうか。

また、産科医療補償制度の内容も変更されております。この内容についても御説明をいただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

一時金につきましては、出産育児一時金の42万円の変更はございませんが、今回、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことにより、本人支払い分で現行40万4,000円が40万8,000円に増額となります。

また、産科医療補償制度の変更内容につきましては、産科医療補償制度は2015年以降に分娩機関において出生したお子様が、産科医療補償制度の定める脳性麻痺の定義に合致し、補償対象と認定される三つの基準のうち、2022年以降に出生したお子様から補償基準について要件が緩和され、在胎週数32週以上かつ出生体重1,400グラム以上、または在胎週数28週以上で低酸素状況を示す所定の要件を満たして出生したことから、在胎週数28週以上であることと改正されております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第8 議案第81号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第81号、有田川町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第81号について質疑をさせていただきます。

私は今回、7点ぐらいありますので、もう一括して質疑をさせていただきますので、申し訳ございませんがお答えいただきたいと思います。

この条例の中身なんですけども、第3条に町の責務が明記されております。手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境整備するため、必要な施策を推進するとあります。具体的には、第5条に手話の理解と普及、手話通訳者の派遣となっております。そこで、以下の点でお聞きしたいと思います。

まず1点目は、現在、町内に手話を必要とされている方は何人ぐらいと把握されておられますでしょうか。

二つ目に、関係団体や役場内で手話通訳をできる方は何人ですか。また、役場では各庁舎で対応できるようになっておられますでしょうか。

三つ目に、手話が必要な方や通訳者の方から、今回の条例化を目指すときに意見をお聞きになりましたか。

四つ目に、手話を習得する機会の確保や手話通訳者の確保についてはどうでしょうか。

五つ目に、事業者への協力の働きかけも必要ではないでしょうか。

六つ目に、障害のある方に各種のマークや標識の設置が進んできております。これは障害のある方に対応した整備や取組、ルールがあることを示すもので、障害のある方にとっては大変心強いものであります。それで、手話マークや筆談マーク標識を設置する必要もあるのではないのでしょうか。

七つ目に、聴覚障害者標識がありますけれども、これの取得者の把握はされておられますでしょうか。

この点、まず七つありますけれども、お答をいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目に、手話を必要とされる方は何人いらっしゃいますかということですが、町として把握している方は3人です。

二つ目に、手話通訳できる方は何人ですか、また庁舎内で対応できる方は職員等何名ですかということですが、各庁舎でも手話講習会等を受講した者もおりますが、日常会話程度の手話ができる職員は、吉備・金屋庁舎で3人となっております。今後は手話ができる職員を一人でも増やしていくように頑張っていく所存でございます。

3番目に、この条例化に当たりまして通訳の方や当事者の方から意見をお聞きになりましたかという御質問ですが、この条例化に当たりましては一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会の方と事前に協議をさせていただきました。

4点目に、手話を習得する機会の確保や手話通訳者の確保についてはいかがですかという御質問ですが、手話を習得する機会、習う機会というのは、有田川町では手話の講習会を開催しております。そちらのほうは初心者クラス、ステップアップクラス、それから子どもクラスということで三つのクラスを用意して開催しております。特に子どもクラスにつきましては、小さい頃から手話に触れていただくということを目的として広く開催しております。

また、今年4月からは有田1市3町で開催しております手話奉仕員養成講座がございます。こちらのほうは、来年度は有田川町で開催する予定となっております。このほか有田振興局で開催しております手話講座や公民館の手話サークルなどがございます。このように手話を習得する機会は数々あると思っておりますが、こちらのほうに職員をはじめ、また住民の方にも広く参加していただくように、当課としては促していく所存でございます。

また、手話通訳者の確保につきましては、手話を必要とされる方につきまして、一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会と委託契約を結びまして、派遣を依頼し対応していただいております。そちらのほうに確認いたしましたところ、和歌山県下には派遣可能な登録のある手話通訳士は39人、手話通訳者は48人いると聞いております。

5点目に、事業者の方への協力の働きかけは必要でないのかという御質問ですが、事業者のみならず町民全体への協力の働きかけが必要と考えております。手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことのできる有田川町を目指し、事業者を含め住民への理解・啓発に今後も努めてまいりたいと思っております。

6点目に、障害のある方に関する各種のマーク、先ほど議員の言われました手話マークや筆談マークについてでございます。現在、窓口には耳マークを掲示しております。そちらには、筆談が必要な際はお申出いただくような形となっております。この条例を制定することによって、手話が言語であるという認識をしっかりと捉え、そのようなコミュニケーションマークが掲げられるように、手話を習得する職員を一人でも多く増やしていきたいと考えております。

また、役場だけではなく住民の方々にも、事業者さんとかそういうところにも、そういうマークが掲げられるように努力をしていただきたいと考えております。

7点目に、聴覚障害者の標識の取得に関してでございます。こちらにつきましては、町内の取得者を和歌山県警察本部交通センターに確認いたしましたところではございますが、統計的な数字は把握していないということで、申し訳ございませんけれども分かりませんでした。

以上、増谷議員の質疑にお答えさせていただきました。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

幾つもの質疑にわたって申し訳ございませんでしたけど、やっぱりせつかく条例を制定しますので、具体的な中身をどうつくっていくか、プログラム規定になっては駄目なので、そういう点で指摘をさせていただきましたけども、先ほど部長の中でいい答弁があったと思うんです。町民全体の問題として捉えていく、これが大変大事だと思うんです。そういう立場からいたしますと、私は障害のある方だけではなく、高齢により耳が聞こえなくなってくる、私もそうなりつつあるんですけども、そういう方々にとっても今後、手話通訳が必要になってくる感じになるんじゃないかと思っております。

それから、有田川町内はいろんな施設とか来られる内容がたくさんあって、行き来の往来が大変多くございます。そういう点では、障害のある方もどんどんこれから来ていただく機会が増えてくると思うんです。そうなりますと、一層この手話通訳者の

必要性がますます出てくると思いますので、そういう観点からも、観光の面からも含めて通訳者を増やしていただき、有田川町は本当にいいところだなと言ってもらえるようなまちづくりを、こういう観点からもしていただきたいんですけども、この点の決意表明をいただきたいと。町長、どうぞ。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおり、有田川町はたくさんの方が来て来ております。部長も答弁したとおり、これはほんまに一個人の問題とかではなしに、町ぐるみでやっていかんなん問題だと思っています。

ただ、今、大きな集会なんかではもう派遣してもらって十分対応できるんですけども、それを各施設でできるかというたら、まだまだ整っていないのが事実です。将来的には、そういう施設も全て職員であるとか、一般の町民の方であるとか、手話通訳していただけるようなまちを目指してこれからも頑張っていけたら、せっかく条例をつくっていただけたんで頑張っていけたらいいなと思っています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第9 議案第82号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第82号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第10 議案第83号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、議案第83号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま教育委員の任命の同意についてを決定いたしました、前任君が議場にいられています。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔前任君 入場〕

○議長（森谷信哉）

前任君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○教育委員（前任）

発言の許可をいただきありがとうございます。

ただいま教育委員の再任を受けました前任でございます。再任の議決をいただき

まして誠にありがとうございます。

教育委員として栄位を汚すことなく、将来の有田川町を支える子どもたちや地域住民の皆様方の明るい未来のために、教育を通じて微力ながら精進する所存でございます。皆様方の御支援をお願いいたしまして、御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（森谷信哉）

ありがとうございました。

今後も教育委員として御活躍されますよう御祈念申し上げます。本日はありがとうございました。

……………日程第11 議案第84号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、議案第84号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

報告します。

去る11月16日、議会初日、当委員会に付託された議案第84号、有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

委員会は、11月17日に開催し、建設環境部長、建設課長及び担当職員から概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

今回上程された町道東長沢線は幅員5.8メートルから12.9メートル、延長141.0メートルの道路で、徳田地内における狭小区間のバイパス的な役割を果たし、地域住民の安心と安全を図るとともに、緊急自動車などの通行に利便を促すものであり、採決の結果、認定することが妥当であると全員一致で決定しました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。よろしく願います。

……………日程第 1 3 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 3、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしく願います。

……………日程第 1 4 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

……………日程第15 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

ここで町長より御挨拶の申出がございますので、これを許可します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

大変お忙しい貴重な時間を割いていただきまして、このような時間を取っていただきました議長には心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

4期目の最後に当たり、皆さん方に一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、最終議会の第4回定例会、全ての議案に対しまして御承認いただきました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

本当に4年間を振り返ってみますと、長いようで短い4年間でありました。この間、福祉、防災、教育、観光、道路問題等々、いろんなことについて10年間の長期総合計画に沿って進めてまいりました。一応この計画どおり、今のところ進められており

ます。これはひとえに議会の皆さん方、あるいは歴代の区長、町民の皆さん、そして職員の皆さんの御協力のおかげだと改めて厚く感謝を申し上げたいと思います。

ただ、これでもう区切りをつけたいなと思う時期もありました。また、もう今回いくんが5期目になります。多選批判も多分あると思いますけれども、この残された事業についてまだまだ詰めたことがあるんで、去年の殿井議員の質問に、5期目に挑戦させていただくことになりました。特に道路問題については、二つの国道、今すごい勢いで進んでめどもたってきておりますし、海南金屋線、これももう7年で解決するようになってますけれども、ただもう一つ、これへ徳田大橋を必ず架けたいという大きな夢もありますし、また今回、この4年間で非常にコロナで経済が傷めつけられております。

その中で、今回また昨日の12時からオミクロンという南アフリカで新たな変異株が見つかって、世界の全ての国から入国禁止という思い切った措置を岸田首相が取りました。恐らくこの影響も少なからずまた出てくると思います。これにもまた対応していかなければならないと思います。

恐らく皆さん方もほとんどの方、また次期も挑戦されると聞いております。ぜひ私も頑張りますし、皆さんにも頑張ってください、本当に有田川町に住んでよかったというまちづくり、さらにその上を目指したまちづくりをまた一緒に進めていきたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、誠に簡単でありますけれども、御挨拶に代えたいと思います。本当に4年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（森谷信哉）

令和3年第4回定例会閉会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

3町が合併し、早いもので16年がたとうとしております。その間、当議会におきまして、厳しい財政状況の下で執行される行政運営の中、幾つもの諸案件を慎重に審議してまいりました。

また、私たちが町民の皆様信任されてから4年間を振り返りますと、台風被害や新型コロナウイルス感染拡大など様々なことがありましたが、着実にまちづくりが進められることは非常に喜ばしく、これも町民の皆様や町長をはじめとする執行部の皆様の御協力のおかげであると深く感謝を申し上げる次第であります。

私事ながらですけども、先輩議員、また同僚議員のお力添えをいただきまして、この2年間、殿井議長からバトンのお受けいたしました有田川町議会議長をさせていただきましたけども、皆様の御協力の下で何とか運営ができるようになりました。どうもありがとうございました。

また、今回はコロナウイルスという大きな問題がある中で、有田川町が発展するために議長の職を遺憾なく発揮したいと思いましたが、これが全くできずに皆様方に大変な御迷惑をおかけしたことを深くおわびしたいと思います。

さて、来年1月の選挙を控えている中で、次回も立候補を予定されている方や、今期で勇退される方、様々おられると思いますが、いかなる立場になられても、今後どうか有田川町の発展のために御尽力いただきたいと思います。

最後になりましたが、議員並びに町執行部におかれましては、健康に十分留意され、今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回有田川町議会定例会を閉会いたします。

この後、議場内において記念撮影を行いますので、議員の皆様はよろしくお願いたします。

~~~~~

閉会 10時52分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森   谷   信   哉

5 番 議 員            星   田   仁   志

10 番 議 員            殿   井            堯